

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 承諾日前一年間における申出者の<u>契約</u>（次に掲げるものに限る。）がある場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。</p> <p>〔イクト 略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（海外投資家等の範囲）</p> <p>第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 取得時点前一年間におけるその<u>契約</u>（第六十二条第一項第三号</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 承諾日前一年間における申出者の<u>一月当たりの平均的な契約</u>（次に掲げるものに限る。）の<u>件数が四件以上である場合</u>において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。</p> <p>〔イクト 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（海外投資家等の範囲）</p> <p>第二百四十六条の十 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 取得時点前一年間におけるその<u>一月当たりの平均的な契約</u>（第</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>イからトまでに掲げるものに限る。）がある場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。</p> <p>四 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。</p> <p>四 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
---------------------------	--	--